

農地法第3条許可申請書提出書類一覧表

No.	書類名		備考	提出部数	チェック欄
1	必須	農地等権利移動許可申請書 (様式第1号)		1部	
2	必須	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)※1	発行後3ヶ月以内のもので、原本に限る。 (法務局で交付)	1部	
3	必須	位置図	縮尺10,000分の1～50,000分の1程度の図面に、縮尺・方位・申請地を明示すること。	1部	
4	必須	付近見取図	縮尺1,000分の1～5,000分の1程度の図面に、縮尺・方位・申請地を明示すること。	1部	
5	必須	公図の写し(分間図)	・縮尺及び方位を記入すること。 ・周辺土地の地番・現況地目・所有者及び耕作者名を記入すること。 ・申請地は緑色、道路は赤色、水路は青色で着色し、水路は水流の方向に矢印を付すこと。 ・謄写した日付、場所及び氏名を記入のうえ、押印すること。	1部	
6		地積測量図(求積図)	1筆の土地の一部について権利移動する場合に添付。	1部	
7	法人必須	法人調書 (様式第2号)	法人による申請の場合に添付する。	1部	
8	法人必須	法人の登記事項証明書※1 法人の定款又は寄附行為の写し 組合員名簿又は株主名簿の写し	法人による申請の場合に添付する。	1部	
9	必須	営農計画書 (様式第3号)	譲受人(借受人)の営農計画を記載すること。	1部	
10		耕作証明書 (様式第4号)	譲受人(借受人)が現に所有し、又は耕作している土地がある場合に添付する。	1部	
11		確約書	農地法第3条第3項の適用を受けて許可申請する場合に添付する。	1部	
12		当該権利移動に係る賃貸借契約書の写し	農地法第3条第3項の適用を受けて許可申請する場合に添付する。	1部	
13		委任状	代理人が申請を行う場合に添付する。	1部	

その他	<p>※1</p> <p><u>登記情報提供サービスから得られる照会番号を活用することにより、農地法に基づく許可申請書に係る「土地又は法人の登記事項証明書」の提出を省略することができます。</u></p> <p><u>・照会番号(10桁)が記載されていること</u></p> <p><u>・発行年月日が記載されていること</u></p> <p><u>・発行日から100日以内であること</u></p> <p><u>・他の行政機関で利用していない照会番号であること(未利用の照会番号であること)</u></p> <p>* 土地の全部事項証明書の甲区欄の所有者住所が現住所と異なる場合は、住民票又は戸籍附票の写し等、住所のつながりが分かるものを添付してください。</p> <p>* 法人の申請や成年後見人による代理申請などの場合、上記の書類のほかに添付書類が必要となる場合があります。</p> <p>* 申請の内容に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。</p>
-----	---

【問合せ先】

下関市農業委員会事務局

Tel 083-223-6536

fax 083-231-1642

北部支局(豊田総合支所内)

Tel 083-766-2729

fax 083-766-1252